

「不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に関する御意見の概要及び当該御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>「ファクシミリ」を削るなら、その分の手段を増やすべきである。手段を減らすだけなら「ファクシミリ」は残せばよい。代替手段はあっても手段は減るわけであるから不便にはなる。</p>	<p>課徴金対象行為に該当する事実の報告の方法については、令和2年12月28日の本規則の改正によって、既にメールによる提出方法が追加されたところです。</p>
<p>「消費者庁では、今般、FAXの利用業務の見直しを行い」の背景も書くべきであり、「今般」とは時代遅れの手段は廃止したいという意味か？</p>	<p>FAX の利用業務の見直しの背景としては、業務効率化等を図るためです。</p>
<p>「要領」では「FAX」であるのに、「条文」ではなぜ「ファクシミリ」になっているのか。 「要領」と「条文」で「FAX」と「ファクシミリ」を使い分けている理由が分からない。</p>	<p>意見募集要領に記載している「FAX」とは、法令用語としての「ファクシミリ」を分かりやすく記載したものであり、両者の間に実質的な違いはありません。</p>
<p>廃止されるだけなのか、それに伴って機器も廃棄されるのか？ 使わないが保管はしておくのか？</p>	<p>本規則の改正に伴い、当該業務に使用していた FAX 対応機器も廃止する予定です。</p>
<p>FAX 自体会社に無いので時流に合っており、良いと考える。</p>	<p>賛同の御意見として承りました。</p>
<p>ファクシミリをなくし、デジタル化を基本とする河野大臣他の政策に賛同いたします。 しかし、本改正の案では「FAXの利用業務の見直し」は実施される案にはなっていますが、いまだアナログ規制のままになってしまっているのではないかと思います。 具体的には第9条の3号を削除だけされていますが、デジタル化するためには第1号、2号は、この方法でもいいがあくまで主な方法でないようにすべき。さらに4号は、様式2に記載して電子メールで送信を意識していると思われます。これもデジタルには違いありませんが、注意事項に記載がありますように誤送信のおそれがある。 本来は、消費者庁のHP又はe-gov等に提出サイトがあり、そこで必要なものが記載でき提出できるようにすべきです。</p>	<p>御指摘の点は、今後の御参考にさせていただきます。</p>

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>(変更案)</p> <p>第九条 法第九条の規定による報告をしようとする者は、消費者庁の指定ページから様式第一による報告書の記載項目を提出しなければならない。</p>	
<p>今回の改正には賛同します。</p> <p>ファクシミリは、誤送信のリスクや、送信の有無について紛議が生じやすいので、ファクシミリを除外することには賛同します。</p> <p>しかし、国民が判断しやすいよう、FAXについてどのような問題が生じた又は生じるおそれがあるのか、FAXを送信手段として認めている他の業務とどう違うのか等、見直しの内容をつまびらかにして、意見募集すべきです。</p>	<p>賛同の御意見として承りました。</p> <p>また、御指摘の点は、今後の御参考にさせていただきます。</p>
<p>形式ばっているため、新旧対象条文の課徴金対象行為に該当する事実の報告の方法の様式を横書きにしてほしい。</p>	<p>御指摘の点は、今後の御参考にさせていただきます。</p>
<p>本改正に反対である。</p> <p>ファクシミリ番号の記入欄は依然残すべきと考える。</p> <p>行政で電子メールの利用を推進する事自体にはそこまで反対ではないが、現在の日本国内電気通信事業者等の電子メールサービスは、相当多くのISP等が電子メールのTLSでの送信・受信の保護をちゃんと行っていないため、通信の暗号化が無く、盗聴改竄が容易であり、またサイトのサーバのTLSでの認証も行えないため、フィッシング等が発生しやすい。また、DKIM利用もしていない状況であるため、通信側サーバの適正性確認機能が弱い。</p> <p>この様な状況では電子メールの利用は多くの不安を抱えるため、文書・文書内容を送信する事での申請・届出・報告・連絡等には依然としてファクシミリの利用を行うのが、有力かつ合理的な選択となるのである。</p> <p>そのため、国には、少なくとも国内の電気通信事業者による電子メールサービスにおけるセキュリティ保護がちゃんとした状態になるまで</p>	<p>本規則等によって、特定の電子メールサービスの利用を義務付けているわけではないことから、各事業者において、十分なセキュリティが確保されていると判断する電子メールサービスを利用していただければと存じます。また、電子メールサービスの利用ができない場合にも、郵送・持参の方法が許容されています。</p>

御意見の概要	御意見に対する考え方
は、依然としてファクシミリを手続・連絡等のための手段として、残し続けるようにされたい。	